

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
					用-1	(18) 東京ガスネットワーク（標記） 東京ガスネットワーク株式会社東京東支店（説明）	(18) 東京ガス東京東支店（標記） 東京ガス株式会社東京東支店（説明）	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
					目次 総則 第5章	令和4年度修正の概要等	令和3年度修正の概要等	時点修正	防災課
					目-2	第2章 区民と地域の防災力向上 予防対策 第2節 地域による共助の推進 (削除)	第2章 区民と地域の防災力向上 予防対策 第2節 地域による共助の推進 第1項 住民防災組織等の強化	行削除	防災課
					目-2	第2章 区民と地域の防災力向上 予防対策 第4節 事業所による自助・共助の強化 (削除)	第2章 区民と地域の防災力向上 予防対策 第4節 事業所による自助・共助の強化 第1項 事業所防災体制の強化	行削除	防災課
					目-4	(目次) 第4節 (省略) 東京ガスネットワーク … 111 第5節 (省略) 東京ガスネットワーク … 116 第6節 (省略) 東京ガスネットワーク … 116	(目次) 第4節 (省略) 東京ガス東京東支店 … 111 第5節 (省略) 東京ガス東京東支店 … 116 第6節 (省略) 東京ガス東京東支店 … 116	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
					目-5	(目次) 第4項 ガス施設 [東京ガスネットワーク] … 129 第5項 (省略) [東京ガスネットワーク] … 133 第5節 (省略) 東京ガスネットワーク … 134 第3項 (省略) 東京ガスネットワーク … 136	(目次) 第4項 ガス施設 [東京ガス東京東支店] … 129 第5項 (省略) [東京ガス東京東支店] … 133 第5節 (省略) 東京ガス東京東支店 … 134 第3項 (省略) 東京ガス東京東支店 … 136	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
					目-11	第13章 住民の生活の早期再建 予防対策 第2節 トイレの確保及びし尿処理 (削除)	第13章 住民の生活の早期再建 予防対策 第2節 トイレの確保及びし尿処理 第1項 災害用トイレの確保	行削除	防災課
					目-13	(目次) 第2章 第1節 ライフライン施設 東京ガスネットワーク …355	(目次) 第2章 第1節 ライフライン施設 東京ガス東京東支店… 355	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
					目-13	第4章 地域防災力の向上 第3節 行政・事業所・都民等の連携 (削除)	第4章 地域防災力の向上 第3節 行政・事業所・都民等の連携 第1項 地域における防災連携体制の確立	行削除	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
					目-14	(目次) 第10章 第4節 ガス施設 東京ガスネットワーク…403 第5節 (省略) 東京ガスネットワーク…403	(目次) 第10章 第4節 ガス施設 東京ガス東京東支店…403 第5節 (省略) 東京ガス東部支店…403	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
					目-16	(目次) 第3章 第4節 防災訓練 第7項 東京ガスネットワーク …436	(目次) 第3章 第4節 防災訓練 第7項 東京ガス東京東支店…436	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
					目-18	(目次) 第5章 第9節 電気、ガス、上下水道対策 第2項 東京ガスネットワーク …469	(目次) 第5章 第9節 電気、ガス、上下水道対策 第2項 東京ガス東京東支店 …469	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
		総則 第2章 区の概況	2		5	第2節 人口 (省略)～以降は横ばいから漸増に転じ、 令和4年1月1日 現在では 275,724人 となっている。 また、 令和4年1月1日 現在の本区の人口密度は、1ha当たり 200人 と、東京都の 62人 、23区部の 151人 を上回る高密度となっている。	第2節 人口 (省略)～以降は横ばいから漸増に転じ、 令和3年4月1日 現在では 275,975人 となっている。 また、 令和3年4月1日 現在の本区の人口密度は、1ha当たり 約200人 と、東京都の 約63人 、23区部の 約152人 を上回る高密度となっている。	時点修正 (区勢概要と合わせて修正)	窓口課
		総則 第3章 被害想定	1		6	【別添1】第3章被害想定のとおり	第3章 被害想定	記述整理	防災課
		総則 第3章 被害想定	1		7	【別添2】区の被害想定のとおり	区の被害想定一覧	資料差替え	防災課
		総則 第4章 地震に関する調査研究	1	2	9	1 被害想定調査研究 東京都防災会議は～ また 、平成24年4月には、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、被害想定を全面的に見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。 また 、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」が公表したが、区部においては、最大震度、液状化危険度、津波高など首都直下地震等の想定結果よりも低い想定であった。 令和4年5月には、前回被害想定から約10年が経過し、その間の減災に向けた取組の進捗や社会環境の変化、さらには最新の科学的知見を踏まえ、新たな「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。	1 被害想定調査研究 東京都防災会議は～また、平成24年4月には、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震など東京を襲う大規模地震に対してより確かな備えを講じていくため、被害想定を全面的に見直し、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。 その後、平成25年5月に「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」が公表されたが、区部においては、最大震度、液状化危険度、津波高など首都直下地震等の想定結果より低い想定が公表された。	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
		総則 第4章 地震に関する調査研究	1	2	10	これまで9回の調査が実施され、第9回目の調査結果が令和4年9月に公表された。 ※ X-13:地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（別冊資料P407参照）	これまで8回の調査が実施され、第8回目の調査結果が平成30年2月に公表された。 ※ X-13:地震に関する地域危険度測定結果（第8回）（別冊資料P407参照）	時点修正	防災課
		総則 第5章	1		11	第5章 <u>令和4年度</u> 修正の概要等	第5章 <u>令和3年度</u> 修正の概要等	時点修正	防災課
		総則 第5章	1		11	第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴 東日本大震災を契機に、これまでの防災対策の在り方が問われており、従来の対策を見直し、区の防災力を一層向上させる必要がある。 東京都防災会議は、令和4年5月に、約10年ぶりの見直しとなる「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表するとともに、この新たな被害想定を踏まえて「東京都地域防災計画」を令和5年度中に改定することとして、修正に着手している。そのため、本計画の修正に当たっては、新たに公表された被害想定により明らかとなった防災上の課題を踏まえ、東京都が示している地域防災計画改定方針（案）を基に、「東京都地域防災計画」との整合性の確保に努めることとする。 また、熊本地震（平成28年4月）、大阪府北部地震（平成30年6月）、平成30年7月豪雨（平成30年7月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）、令和元年房総半島台風（令和元年9月）、東日本台風（令和元年10月）等の災害における課題や教訓についても、国や都の計画策定等の動向を注視し、柔軟に取り入れていく。	第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴 東日本大震災を契機に、これまでの防災対策の在り方が問われており、従来の対策を見直し、区の防災力を一層向上していく必要がある。 都がまとめた「東日本大震災における東京都の対応と教訓」（平成23年9月）や、「東京都防災対応指針」（平成23年11月）、および東京都防災会議において作成された「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月公表）で明らかになった防災上の課題を踏まえた、「東京都地域防災計画（震災編）」との整合性を図る。また、熊本地震（平成28年4月）、大阪府北部地震（平成30年6月）、平成30年7月豪雨（平成30年7月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）、令和元年房総半島台風（令和元年9月）、東日本台風（令和元年10月）等の災害の課題や教訓についても、国や都の計画策定等の動向に注視し、柔軟に取り入れていく。	記述整理	防災課
		総則 第5章	1		11	<u>令和4年度修正</u> のポイント 1 首都直下地震等による東京の被害想定の見直しに伴う、墨田区における被害想定の変更 2 震災時火災における避難場所の見直しに伴う修正 3 地震に関する地域危険度測定調査結果の更新に伴う修正	<u>令和3年度修正</u> のポイント 1 災害対策基本法等の法令改正に伴う修正 2 区災対本部組織等の整理 3 避難所の環境改善、感染症対策を踏まえた物品の配備 4 防災情報の伝達手段の拡充 5 東京都地域防災計画の改定に伴う整合性の確保	文言修正	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
		総則 第5章	2		11	<p>令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。</p> <p>人的被害が最大となるのは、都心南部直下地震で、墨田区においては死者が362人、避難者が123,018人、帰宅困難者が61,116人発生すると見込まれている。</p> <p>また、区民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊棟数は9,070棟、ライフライン被害としては、固定電話不通率約10%、停電率約42%、断水率約53%、ガス供給支障率100%などといった被害が想定されている。</p> <p>こうした被害を抑制し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、区の機能を維持するため、以下の3つの視点の下、対策を推進していく。</p>	<p>「首都直下地震等による東京の被害想定」では、強い揺れや火災によって、重大な人的被害が発生すると想定されている。</p> <p>人的被害が最大となるのは、東京湾北部地震で、墨田区においては死者が665人、避難者が144,939人、帰宅困難者が79,083人発生すると見込まれている。</p> <p>また、区民の暮らしと都市機能を支える住宅やライフライン等にも大きな被害が発生すると想定されており、建築物の全壊棟数は17,657棟、ライフライン被害としては、固定電話不通率約20%、停電率約62%、断水率約80%、ガス供給支障率100%などといった被害が想定されている。</p> <p>こうした被害を抑制し、区民の生命、身体及び財産を保護するとともに、区の機能を維持するため、以下の3つの視点の下、対策を推進していく。</p>	区の被害想定に伴う修正	防災課
		総則 第6章			13	<p>目標1</p> <p>1 死者を約200400人減少させる。（6割減）</p> <p>2 避難者を約50,00060,000人減少させる。（4割減）</p> <p>3 建物の全壊・焼失棟数を約6,00011,000棟減少させる。（6割減）</p>	<p>目標1</p> <p>1 死者を約400人減少させる。（6割減）</p> <p>2 避難者を約60,000人減少させる。（4割減）</p> <p>3 建物の全壊・焼失棟数を約11,000棟減少させる。（6割減）</p>	区の被害想定に伴う修正	防災課
震災	予防	1	2	1	21	<p>地域力支援部 スポーツ振興課 (削除)</p>	<p>地域力支援部 スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック室</p>	組織改正	防災課
震災	予防	1	2	1	22	<p>福祉保健部保健衛生担当 保健計画課 生活衛生課 保健予防課 向島保健センター 本所保健センター 新保健施設等開設準備室</p>	<p>福祉保健部保健衛生担当 保健計画課 生活衛生課 保健予防課 向島保健センター 本所保健センター</p>	組織改正	新保健施設等 開設準備室
震災	予防	1	2	1	23	<p>都市整備部 都市整備課 都市整備部立体化・まちづくり推進担当 立体化推進課 拠点整備課 まちづくり調整課</p>	<p>都市整備部 都市整備課 都市整備部立体化推進担当 立体化推進課</p>	時点修正	都市整備課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	1	2	1	23	都市整備部 土木管理課 道路公園課 (削除)	都市整備部 土木管理課 道路公園課 都市整備部立体化推進担当 拠点整備課	時点修正	都市整備課
震災	予防	1	2	4	25	⑤震災編 第1章 … 表 (機関の名称) 東京ガスネットワーク	⑤震災編 第1章 … 表 (機関の名称) 東京ガス東京東支店	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	2			28	現在の到達状況 ●家庭で行っている防災対策は、飲食料品の確保(62.5%)、家具の転倒・落下・移動防止対策(42.9%) (令和4年墨田区住民意識調査)	現在の到達状況 ●家庭で行っている防災対策は、飲食糧品の確保(63.7%)、家具の転倒・落下・移動防止対策(41.8%) (令和2年墨田区住民意識調査)	時点修正	防災課
震災	予防	2			28	現在の到達状況 ●地域防災リーダーの育成(311人)、地域防災活動拠点会議の設置(38か所) (令和4年10月現在) /中学生自主防災組織の結成校(7校) (令和4年10月現在)	現在の到達状況 ●地域防災リーダーの育成(311人)、地域防災活動拠点会議の設置(38か所) (令和4年2月現在) /中学生自主防災組織の結成校(7校) (令和4年2月現在)	時点修正	防災課
震災	予防	2			28	現在の到達状況 ●区内の消防団員数513人(充足率78.9%) (令和4年10月現在) (中略) …取組みを実施	現在の到達状況 ●区内の消防団員数511人(充足率78.6%) (令和4年2月現在) (中略) …取組みを実施	時点修正	向島消防署 防災課
震災	予防	2	1	2	32	防災広報等の充実 (5)印刷物による普及広報 キ 令和4年度には避難場所の見直しに伴い、防災マップを大幅に改訂し、避難場所が変更となる地域住民を対象に配布を行った。		新規追加	防災課
震災	予防	2	1	2	32	防災広報の充実 (6)SNSを活用した普及広報 区公式フェイスブックや危機管理ツイッターを用いて、イベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信している。		新規追加	防災課
震災	予防	2	1	2	32	防災広報の充実 (7)報道機関による普及広報	防災広報の充実 (6)報道機関による普及広報	項番修正	防災課
震災	予防	2	1	2	33	区 (2)事業計画 イ 防災関係機関等が(中略) …派遣する。 (余白削除)	区 (2)事業計画 イ 防災関係機関等が(中略) …派遣する。 (一行分余白あり)	余白詰め	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	2	1	2	33	東京消防庁 1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び 応急 救護の(中略)…広報の実施	東京消防庁 1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び 救急 救護の(中略)…広報の実施	誤字修正	向島消防署
震災	予防	2	1	2	33	東京消防庁 1～7 (省略) 8 防火防災への参加意識を高めるための、 <u>防火防災標語</u> (中略)…防火防災思想の啓発	東京消防庁 1～7 (省略) 8 防火防災への参加意識を高めるための、 <u>防火防災標語</u> (中略)…防火防災思想の啓発	余白詰め	向島消防署
震災	予防	2	2		34	⑥震災編 第2章 … 表 東京ガス ネットワーク	⑥震災編 第2章 … 表 東京ガス東京東支店	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	2	1	4	38	右記 削除	第4項 外国人支援対策 地域の国際交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル「SAFETY GUIDE」などを通じて防災知識の普及を図る。 また、	文言削除	防災課
震災編	予防	2	2	1	39	第2節 地域による共助の推進 [区、…] (削除) 1 住民防災組織等の役割	第2節 地域による共助の推進 [区、…] 第1項 住民防災組織等の強化 1 住民防災組織等の役割	行削除	防災課
震災	予防	2	2	1	40	3 住民防災組織等の充実 (1) 住民防災組織 ア 現況 区内に(中略)…昭和53・54年には、装備強化費として1住民防災組織 当たり 10万円を助成し、…	3 住民防災組織等の充実 (1) 住民防災組織 ア 現況 区内に(中略)…昭和53・54年には、装備強化費として1住民防災組織 当り 10万円を助成し、…	誤字修正	防災課
震災編	予防	2	4	1	43	第4節 事業所による自助・共助の強化 [区、…] (削除) 1 事業所の役割	第4節 事業所による自助・共助の強化 [区、…] 第1項 事業所防災体制の強化 1 事業所の役割	行削除	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災編	予防	2	5	1	45	2 都 (1) 登録ボランティア 都では「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。この要綱に基づき、防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、建設防災ボランティアの募集、育成を行っている。 被災宅地危険度判定士については、「東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱」に基づき、実施している。	2 都 (1) 登録ボランティア 都では「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。この要綱に基づき、防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、 被災宅地危険度判定士 、建設防災ボランティアの募集、育成を行っている。	記述修正	防災課
震災	予防	2	6		48	2 地域における連携体制の確立 (4) 多様な地域住民の参加 地域における連携体制の確立に <u>当たっては…</u>	2 地域における連携体制の確立 (4) 多様な地域住民の参加 地域における連携体制の確立に <u>当っては…</u>	誤字修正	防災課
震災	応急	2	1	2	49	図の修正 「東京都外国人災害情報センター」への派遣要請及び「東京都防災（語学）ボランティア」の派遣受入は、「地域力支援部文化芸術振興課（災害対策本部災対救護部）」「災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）」が共に対応する。	図の修正 「災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）を中継し、派遣要請及び派遣が行われる図となっている。	「東京都防災（語学）ボランティアシステム」が導入されたため。	文化芸術振興課
震災	応急	2	1	2	49	東京都外国人災害情報センター (東京都生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課)	東京都外国人災害情報センター (東京都地域活動推進課)	図内組織名の変更	防災課
震災	応急	2	5		52	東京都災害対策本部 生活文化スポーツ局	東京都災害対策本部 生活文化局	図内組織名の変更	防災課
震災		3			54	現在の到達状況 ●住宅の耐震化率約95.0%（令和2年度末）、区公共建築物の耐震化率100%（令和元年度末）	現在の到達状況 ●住宅の耐震化率約95%（令和2年度末）、区公共建築物の耐震化率約100%（令和元年度末）	昨年度修正漏れ	防災まちづくり課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災		3			56	3 建築物の液状化対策の啓発強化 「東京の液状化予測図」（令和3年度改訂版）や、東京都建築物液状化対策検討委員会の報告を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策に関する情報などを区民に提供する。	3 建築物の液状化対策の啓発強化 「東京の液状化予測図」（平成24年度改訂版）や、東京都建築物液状化対策検討委員会の報告を踏まえた木造住宅などの建築物を対象とした液状化対策に関する情報などを区民に提供する。	時点修正	建築指導課
震災	予防	3	1	2	63	8 不燃化促進計画 (1) 現況 令和3年度末における区の不燃化率は、約70.9%と、目標不燃化率である70%を超えている。しかし、区域で見ると、区南部は約84.9%と目標不燃化率を超えているが、区北部は約60.2%と依然として低い状況にある。そのため、区北部地域においては、新たな制度も導入しながら、木造住宅密集地域における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化を推進していく必要がある。 (2)・(3) 〔略〕	8 不燃化促進計画 (1) 現況 令和2年度末における区の不燃化率は、約70.6%と目標不燃化率である70%を超えている。しかし、区域で見ると、区南部は約84.6%と目標不燃化率を超えているが、区北部は約60.0%と依然として低い状況にある。そのため、区北部地域においては、新たな制度も導入しながら、木造住宅密集地域における主要生活道路の拡幅とその沿道の不燃化を推進していく必要がある。 (2)・(3) 〔略〕	時点修正	防災まちづくり課
震災	予防	3	1	2	64	9 耐震改修促進計画 (1) 現況 区では、「墨田区耐震改修促進計画」（平成28年9月改定）、「墨田区公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、耐震化対策を推進している。なお、いずれの計画も平成28年度から令和7年度を計画期間としている。 住宅・民間建築物の令和2年度末における耐震化率は、住宅で95%、民間特定建築物（防災上特に重要な建築物、要配慮者が利用する建築物、不特定多数の者が利用する建築物）は86.7%となっている。 なお、区公共建築物については、令和元年度までに、すべて耐震化を達成している（区公共建築物の耐震化率算定には、用途廃止済みの施設を含まない。）。 (2) 〔略〕	9 耐震改修促進計画 (1) 現況 区では、「墨田区耐震改修促進計画」（平成28年9月改定）、「墨田区公共施設等総合管理計画」（平成28年3月策定）に基づき、耐震化対策を推進している。なお、いずれの計画も平成28年度から令和7年度を計画期間としている。 令和2年度末における耐震化率は、住宅で95%、民間特定建築物（防災上特に重要な建築物、要配慮者が利用する建築物、不特定多数の者が利用する建築物）は86.6%となっている。 なお、区公共建築物については、令和元年度までに、すべて耐震化を達成している（区公共建築物の耐震化率算定には、用途廃止済みの施設を含まない。）。 (2) 〔略〕	昨年度修正漏れ	防災まちづくり課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	3	1	2	64, 65	<p>(3) 事業計画 <u>住宅・建築物の耐震化を促進するため、次の施策を</u>計画的・効率的に事業展開する。 ア 住宅の耐震化 (7) 木造住宅の耐震化：木造住宅無料耐震相談、民間建築物耐震診断助成、<u>木造住宅耐震改修促進助成</u> (イ)～(エ) [略] (オ) 墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅耐震化率の目標達成に向け、<u>一般財団法人すみだまちづくり公社</u>、墨田区耐震化推進協議会等の関係機関と連携して、緊急耐震重点区域内に存する木造住宅を優先的に戸別訪問するとともに、<u>耐震講座や無料相談会等により耐震化普及啓発活動</u>を行う。</p>	<p>(3) 事業計画 <u>住宅・建築物耐震化のための重点施策耐震化を促進していくため取り組むべき以下の施策を、</u>計画的・効率的に事業展開する。 ア 住宅の耐震化 (7) 木造住宅の耐震化：木造住宅無料耐震相談、民間建築物耐震診断助成 (イ)～(エ) [略] (オ) 墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅耐震化率の目標達成に向け、墨田区耐震化推進協議会等の関係機関と連携して、緊急耐震重点区域内に存する木造住宅を優先的に戸別訪問するとともに、<u>木造住宅耐震改修工事現場見学会等により情報提供を行ってきた。今後は、新型コロナウイルス感染症対策としてのイベント開催制限等を考慮し、三密を避けた戸別訪問やポスティング、区ホームページによる情報提供</u>を行う。</p>	文言整理	防災まちづくり課
震災	予防	3	1	2	65	<p>イ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進 都は、平成24年度から新たに特定緊急輸送道路（緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路）沿いの建築物に対して、耐震診断を義務付けた。 これに対し本区では、対象建築物の所有者等に補強設計及び耐震改修等について経費助成を実施し、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を<u>促進する</u>。 ウ～カ [略]</p>	<p>イ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進 都は、平成24年度から新たに特定緊急輸送道路（緊急輸送道路のうち、特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路）沿いの建築物に対して、耐震診断を義務付けた。 これに対し本区では、対象建築物の所有者等に、<u>補強設計及び耐震改修等について経費助成を実施し、費用の軽減を図り</u>、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を<u>促進している</u>。 ウ～カ [略]</p>	文言整理	防災まちづくり課
震災	予防	3	2	3	73	<p>第3項 落下物・家具類の転倒・落下・移動の防止 4 ブロック塀等の安全化 区は、(中略)…区報、<u>区ホームページ</u>及び区イベント等を通じ、安全管理や維持保全の重要性について周知啓発を図る。</p>	<p>第3項 落下物・家具類の転倒・落下・移動の防止 4 ブロック塀等の安全化 区は、(中略)…区報、<u>墨田区公式ウェブサイト</u>及び区イベント等を通じ、安全管理や維持保全の重要性について周知啓発を図る。</p>	文言修正	防災課
震災	予防	3	2	4	74	<p>1 施設の現状 文化財のうち<u>国指定文化財25件</u>、…<u>区指定文化財23件</u>である。</p>	<p>1 施設の現状 文化財のうち<u>国指定文化財28件</u>、…<u>区指定文化財22件</u>である。</p>	時点修正	地域教育支援課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	3	3	1	75	1 液状化に係る情報提供 「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」（東京都土木技術支援・人材センター）や「液状化による建物被害に備えるための手引（令和4年9月改訂版）」（平成25年5月：東京都都市整備局）、「建物における液状化対策ポータルサイト」などについて区民に情報を提供し、普及啓発に努める。	1 液状化に係る情報提供 「東京の液状化予測図（平成24年度改訂版）」（東京都土木技術支援・人材センター）や「液状化による建物被害に備えるための手引」（平成25年5月：東京都都市整備局）、「建物における液状化対策ポータルサイト」などについて区民に情報を提供し、普及啓発に努める。	時点修正	建築指導課
震災	予防	3	4	1	76	2 危険物施設等の出火防止 (1) 現況 区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内95件、向島消防署管内183件、計278件あり、(中略)…傾向にある。	2 危険物施設等の出火防止 (1) 現況 区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内93件、向島消防署管内186件、計279件あり、(中略)…傾向にある。	時点修正	向島消防署
震災	予防	3	4	1	77	【別添3】危険物施設等の出火防止のとおり	文中内上段表	時点修正	向島消防署
震災	予防	3	4	2	80	1 初期消火体制の推進 (省略) (2) 消火用スタンドパイプを接続して使用できる消火栓が2,804基(本所消防署管内1,570基、向島消防署管内1,234基)、排水栓が11基(本所消防署管内9基、向島消防署管内2基)(令和4年7月現在)配備されている。	1 初期消火体制の推進 (省略) (2) 消火用スタンドパイプを接続して使用できる消火栓が2,784基(本所消防署管内1,555基、向島消防署管内1,229基)、排水栓が10基(本所消防署管内10基、向島消防署管内0基)(令和3年8月現在)配備されている。	時点修正	向島消防署
震災	予防	3	4	3	81	※ X-13:地震に関する地域危険度測定調査結果(第9回) (別冊資料P407参照) <再掲>	※ X-13:地震に関する地域危険度測定結果(第8回) (別冊資料P407参照) <再掲>	時点修正	防災課
震災	予防	3	4	3	81	2 消防力の強化 (1) 現況 ア 区内の消防体制は、東京消防庁のもとに、消防署2、消防出張所5であり、本所消防署員214名、向島消防署員178名、計392名で組織され(中略)…配備されている。 消防団は、本所消防団242名、可搬ポンプ16台、可搬ポンプ積載車7台、向島消防団261名、可搬ポンプ19台、可搬ポンプ積載車9台が配備されている。	2 消防力の強化 (1) 現況 ア 区内の消防体制は、東京消防庁のもとに、消防署2、消防出張所5であり、本所消防署員214名、向島消防署員174名、計388名で組織され(中略)…配備されている。 消防団は、本所消防団248名、可搬ポンプ16台、可搬ポンプ積載車7台、向島消防団257名、可搬ポンプ19台、可搬ポンプ積載車8台が配備されている。	時点修正	向島消防署

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	3	4	3	84	3 消防水利の整備 (1) 現況 消防水利として指定している防火水槽等 (消火栓を除く。)は次のとおりである。 【別添4】消防水利の整備のとおり	3 消防水利の整備 (1) 現況 消防水利として指定している防火水槽等 (消火栓を除く。)は次のとおりである。 (省略)	時点修正	向島消防署
震災	予防	3	4	6	86	1 現況 区内における雨水利用施設は 444箇所 （中略）総貯留槽容量は 約25,968㎡ 、集雨面積は 約230,958㎡ となっている。（ 令和4年3月 現在）	1 現況 区内における雨水利用施設は 398箇所 （中略）総貯留槽容量は 約25,163㎡ 、集雨面積は 約225,450㎡ となっている。（ 令和3年3月 現在）	時点修正	環境保全課
震災	予防	4	11	1	99	区道254,195m（令和 4 年4月1日現在）	区道254,195m（令和 3 年4月1日現在）	時点修正	土木管理課
震災	予防	4	1		99	1 道路・橋梁施設 (2) 現況 ア 道路及び付帯施設 本区内の（中略）…（令和 4 年4月1日現在）（中略）…される。 （省略） 本区においては（中略）… 令和3年度 に路面下空洞調査を行い 空洞箇所 の（中略）…している。	1 道路・橋梁施設 (2) 現況 ア 道路及び付帯施設 本区内の（中略）…（令和 3 年4月1日現在）…される。 （省略） 本区においては（中略）… 平成26年度 に路面下空洞調査を行い 平成27年度に空洞箇所 の（中略）…している。	時点修正	道路公園課
震災	予防	4	11	1	99	区道の街渠 87,114m 計 140,083m 区道のL形 362,178m 計 368,298m 合計 450,491m 計 511,594m	区道の街渠 87,157m 計 140,126m 区道のL形 362,116m 計 368,236m 合計 450,472m 計 511,575m	時点修正	土木管理課
震災	予防	4	11	1	99	側溝施設現況 令和 4 年4月1日現在	側溝施設現況 令和 3 年4月1日現在	時点修正	土木管理課
震災	予防	4	11	1	100	特定法定外公共物等現況 令和 4 年4月1日現在	特定法定外公共物等現況 令和 3 年4月1日現在	時点修正	土木管理課
震災	予防	4	11	1	100	管理道路 面積 27,211㎡	管理道路 面積 27,165㎡	時点修正	土木管理課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	4	1		100	(ウ) ガードレール等（中略）…区内全域で <u>42,060.5m</u> （区道のみ）である。	(ウ) ガードレール等（中略）…区内全域で <u>41,755m</u> （区道のみ）である。	時点修正	道路公園課
震災	予防	4	1		100	(エ) 街路灯、橋りょう灯の現況は、下表のとおりである。（区道分） 街路灯及び橋りょう灯施設現況（令和4年4月1日現在） 【別添5】街路灯及び橋りょう灯施設状況のとおり	(エ) 街路灯、橋梁灯の現況は、下表のとおりである。（区道分） 街路灯及び橋りょう灯施設現況（令和4年4月1日現在） 【別添5】街路灯及び橋梁当施設状況のとおり	時点修正 表更新	道路公園課 都市整備課
震災	予防	4	1		100	(オ) 街路樹 現況は、下表のとおりである。 街路樹植栽現況（令和4年4月1日現在） 【別添6】街路樹植栽現況のとおり	(オ) 街路樹 現況は、下表のとおりである。 街路樹植栽現況（令和3年4月1日現在）	時点修正 表更新	道路公園課
震災	予防	4	1		102	ウ 橋梁 (ア) 河川橋梁現況 (省略) 令和4年4月1日現在の橋齢別では40年以上 <u>16橋</u> 、25年以上40年未満が <u>5橋</u> 、15年以上25年未満1橋、15年未満 <u>4橋</u> である（架替え中の南辻橋は除く）。	ウ 橋梁 (ア) 河川橋梁現況 (省略) 令和3年4月1日現在の橋齢別では40年以上 <u>14橋</u> 、25年以上40年未満が <u>6橋</u> 、15年以上25年未満1橋、15年未満 <u>5橋</u> である（架替え中の南辻橋は除く）。	時点修正	道路公園課
震災	予防	4	1		102	(イ) 横断歩道橋 横断歩道橋の令和4年4月1日現在の設置数は、下記のとおりである。	(イ) 横断歩道橋 横断歩道橋の令和3年4月1日現在の設置数は、下記のとおりである。	時点修正	道路公園課
震災	予防	4	1		102	(3) 目標 イ (省略) また、 <u>親水公園をまたぐ</u> 橋梁（中略）…している。	(3) 目標 イ (省略) また、 <u>整備した親水公園内</u> の橋梁（中略）…している。	文章修正	道路公園課
震災	予防	4	1	2	103	乗車人員 (<u>2021年度</u> 1日平均) 両国駅・・・ <u>28,236人</u> 錦糸町駅・・・ <u>78,597人</u>	乗車人員 (<u>R2年度</u> 1日平均) 両国駅・・・ <u>26,938人</u> 錦糸町駅・・・ <u>74,343人</u>	最新情報発表のため	錦糸町駅

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	4	1		104	(3) 東武鉄道防災計画 ア 施設の現況 区内における東武鉄道の駅は、とうきょうスカイツリー（押上）、曳舟、東向島、鐘ヶ淵の4駅（伊勢崎線）と小村井、東あずま（亀戸線）の2駅で、計6駅を有している。また、その線路の営業キロは、伊勢崎線 3.1km、亀戸線 2.0km である。	(3) 東武鉄道防災計画 ア 施設の現況 区内における東武鉄道の駅は、とうきょうスカイツリー（押上）、曳舟、東向島、鐘ヶ淵の4駅（伊勢崎線）と小村井、東あずま（亀戸線）の2駅で、計6駅を有している。また、その線路の営業キロは、伊勢崎線 4.9km、亀戸線 2.4km である。	時点修正	東武鉄道とうきょうスカイツリー駅
震災	予防	4	1		104	(ア) 駅舎構造及び乗降人員 <u>【別添7】 駅舎構造及び乗降人員のとおり</u>	(ア) 駅舎構造及び乗降人員	時点修正	東武鉄道とうきょうスカイツリー駅
震災	予防	4	1	-	106	(5) 都営地下鉄防災計画（本所…） (イ) 駅舎構造及び乗降人員 <u>【別添8】 駅舎構造及び乗降人員のとおり</u>	(5) 都営地下鉄防災計画（本所…） (イ) 駅舎構造及び乗降人員	・年数変更 ・3駅の乗降人員を修正	浅草橋駅務区
震災	予防	4	1	2	107	(6) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域防災計画（錦糸町駅、押上駅） ア 施設の現況 (イ) 駅舎構造及び乗降人員 乗降人員（令和3年度1日平均） <u>錦糸町79,913人 押上137,245人</u>	(6) 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域防災計画（錦糸町駅、押上駅） ア 施設の現況 (イ) 駅舎構造及び乗降人員 乗降人員（令和2年度1日平均） <u>錦糸町74,337人 押上126,120人</u>	時点修正	東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域
震災	予防	4	4	3	111	2 水道施設の震災対策（水道局） (4) 自家発電設備の新設・整備による電力の自立化 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定供給を確保するため、浄水場等に <u>自家発電設備</u> を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び <u>送配水ポンプ等</u> の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるようバッテリーを設置し電源の確保を図っている。	2 水道施設の震災対策（水道局） (4) 自家発電設備の新設・整備による電力の自立化 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定供給を確保するため、浄水場等に <u>自家発電設備</u> を新設・増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び <u>配水ポンプ等</u> の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう <u>順次</u> バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。	誤字修正 バッテリーの設置完了	東京都水道局
震災	予防	4	4	3	111	ア 管渠施設 幹線 <u>30,061m</u> 枝線 <u>345,058m</u> 計 <u>375,119m</u>	ア 管渠施設 幹線 <u>29,526m</u> 枝線 <u>344,951m</u> 計 <u>374,477m</u>	時点修正	下水道局庶務課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	4	4		111	第4節 ライフライン施設の安全化 […、東京ガスネットワーク、…]	第4節 ライフライン施設の安全化 […、東京ガス東京東支店、…]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	4	4	3	112	避難所や災害拠点病院などの下水道機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了しており、新たに一時滞在施設や災害拠点連携病院などを対象に追加するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。	避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了しており、さらに、ターミナル駅、国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほか、新たに指定された避難所や防災上重要な施設等に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の耐震化を進めていく。	文書整理	東京都下水道局
震災	予防	4	4	3	112	液状化の危険性の高い地域にある無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などを対象道路に追加し、	液状化の危険性の高い地域にある避難所や防災上重要な施設などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大し、	文書整理	東京都下水道局
震災	予防	4	4	3	112	想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能を1系統で確保する耐震対策が完了しており、引き続き震災時に必要な下水道機能を確保するため、水処理施設の流入きよ、導水きよなどのほか、汚泥処理関連施設を新たな対象とし、すべての系統で耐震化を推進する。	想定される最大級の地震動に対し、震災後においても必ず確保すべき機能を維持するため、必要最低限の施設能力を確保する耐震対策を実施し、引き続き、残る施設の耐震対策を推進する。	文書整理	東京都下水道局
震災	予防	4	4		112	(ア) 変電：変電所の機器及び建物は、過去に経験した最大級の地震に耐えることを目標に、変電所並びに設備の重要度、経済性を考慮した対策を実施している。	(ア) 変電：機器は、動的設計（0.3G 共振正弦2波）、屋外鉄構は、水平加速度0.5G 程度、機器と屋外の基礎は、水平加速度0.2～0.5G としている。	記載の他設備と情報の粒度を合わせ、設備設計方針を記載	東京電力パワグリッド江東支社
震災	予防	4	4	3	112	ウ 水再生センター（終末処理場） 砂町水再生センター 江東区新砂三丁目9番1号 処理能力 日量658,000m3	ウ 水再生センター（終末処理場） 砂町水再生センター 江東区新砂三丁目9番1号 処理能力 日量658,000m3（令和3年4月1日現在）	日付削除	下水道局庶務課
震災	予防	4	4		113	5 ガス施設防災計画（東京ガスネットワーク）	5 ガス施設防災計画（東京ガス東京東支店）	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	4	4		113	5 ガス施設防災計画 (イ) 主要ガス設備 …ストップしなければならない。そのため LNG基地 やガスホルダーなどの…	5 ガス施設防災計画 (イ) 主要ガス設備 …ストップしなければならない。そのため 工場 やガスホルダーなどの…	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	4	5		116	第5節 ライフライン復旧拠点の確保 […、東京ガス ネットワーク 、…]	第5節 ライフライン復旧拠点の確保 […、東京ガス東京東支店、…]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	4	6		116	第6節 エネルギーの確保 […、東京ガス ネットワーク 、…]	第6節 エネルギーの確保 […、東京ガス東京東支店、…]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	4	3	1	125	災害時に～（省略） 区は、～（省略）～災害拠点病院や避難場所に近接した新たな防災船着場 (立花、横川(仮称)、錦糸及び江東橋) の整備を進めていく。	災害時に～（省略） 区は、～（省略）～災害拠点病院や避難場所に近接した新たな防災船着場 (立花、錦糸、江東橋) の整備を進めていく。	時点修正	都市整備課
震災	予防	4	4	4	129	第4項 ガス施設 [東京ガス ネットワーク]	第4項 ガス施設 [東京ガス東京東支店]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	4	4	5	133	第5項 電気及びガス施設消防活動計画 […、東京ガス ネットワーク]	第5項 電気及びガス施設消防活動計画 […、東京ガス東京東支店]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	4	5		134	第5節 エネルギーの確保 […、東京ガス ネットワーク]	第5節 エネルギーの確保 […、東京ガス東京東支店]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	復旧	4	3		136	第3項 電気・ガス・通信施設 […、東京ガス ネットワーク 、…]	第3項 電気・ガス・通信施設 […、東京ガス東京東支店、…]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	5	3	3	142	東京都防災会議「首都直下地震による東京の被害想定報告書」(令和4年5月発表)によると、相模トラフ沿いを震源とする (削除) 海溝型地震が起こった場合、津波の高さは満潮時で最大T.P.2.63m (江東区) となり、(中略) (削除)	東京都防災会議「首都直下地震による東京の被害想定報告書」(平成24年4月発表)によると、 相模 トラフ沿いを震源とする マグニチュード8.2クラス の海溝型地震が起こった場合、津波の高さは満潮時で最大T.P.2.61m (品川区) となり、(中略) また、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」(平成25年5月公表)報告による津波の高さは、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」の結果より低いとされています。	時点修正	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	応急	5	1		143	※以上、令和4年度東京都水防計画から引用	※以上、令和3年度東京都水防計画から引用	時点修正	防災課
震災編	予防	6	1	3	152	1 区の防災訓練 区は、(中略) 関係機関相互の協力体制の強化も視野に入れ行うものとする。	1 区の防災訓練 区は、(中略) 関係機関相互の協力態勢の強化も視野に入れ行うものとする。	誤字修正	防災課
震災	予防	6	2	2	154	その後、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨等の教訓から、内容を改訂し、風水害も想定した「墨田区事業継続計画<地震・風水害編>」を令和元年度に策定した。また、インフルエンザやコロナウイルス等感染症対応についても適宜改定を行っている。	その後、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨等の教訓から、内容を改訂し、風水害も想定した「墨田区事業継続計画<地震・風水害編>」を令和元年度に策定した。	令和元年度以降の改訂を追記	防災課
震災	予防	6	5	1	156	体育施設 野球場・球技場・競技場欄 箇所数 23 総面積 137,940 人口1人当たりの面積 (㎡/人) 0.50	体育施設 野球場・球技場・競技場欄 箇所数 26 総面積 171364 人口1人当たりの面積 (㎡/人) 0.62	面数等のカウントに誤りがあったため。	スポーツ振興課
震災	予防	6	5	1	156	1 公園等の整備 (1) 現況 ア 公園、緑地等 (省略) 本区における区民1人当たりの都市公園等の面積は2.79㎡となっている。(令和4年4月1日現在) 【別添9】公園等の整備のとおり	1 公園等の整備 (1) 現況 ア 公園、緑地等 (省略) 本区における区民1人当たりの都市公園等の面積は2.80㎡となっている。(令和3年4月1日現在)	時点修正	道路公園課
震災	予防	6	5	1	157	2 避難場所、地区内残留地区の指定 (1) 現況 都は、震災対策条例(平成13年3月以前は震災予防条例)に基づき大地震時に万一延焼火災が発生した場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に221か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている(令和4年7月改定)。 現在、区の避難場所数は10か所あり、そのうち区外の避難場所は「猿江恩賜公園一帯」の1か所である。	2 避難場所、地区内残留地区の指定 (1) 現況 都は、震災対策条例(平成13年3月以前は震災予防条例)に基づき大地震時に万一延焼火災が発生した場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に213か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている(平成30年6月改定)。 現在、区の避難場所数は8か所あり、そのうち区外の避難場所は「猿江恩賜公園一帯」の1か所である。	東京都が避難場所指定を見直したため	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	6	3		166	<p>2 詳細な取組内容</p> <p>(1) 消防署における初動態勢の確保</p> <p>ア 震災態勢</p> <p>地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めた時は、震災態勢を発令する。</p> <p>震災態勢が発令されたときは、事前に定める措置を取り、速やかに震災に備える態勢を確保する。</p> <p>イ 震災非常配備態勢</p> <p>次の区分により、震災非常配備態勢を発令する。</p> <p>【別添10】震災非常配備態勢のとおり</p> <p>ウ 非常招集</p> <p>(ア) 震災第一非常配備態勢を発令したときは、所要の職員は、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参加する。</p> <p>(イ) 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、ただちに所定の場所に参加する。</p>	<p>2 詳細な取組内容</p> <p>(1) 消防署における初動態勢の確保</p> <p>ア 震災配備態勢</p> <p>東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</p> <p>イ 震災非常配備態勢</p> <p>東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。</p> <p>ウ 非常招集</p> <p>(ア) 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、ただちに所定の場所に参加する。</p> <p>(イ) 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。</p>	記述整理	向島消防署

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	7	1	1	179	<p>1 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 現況 各機関は災害時における通信連絡を的確に行うため、区災害対策本部との連絡責任者を定める。</p> <p>区災対本部が設置された後は、情報の収集、伝達は本部長室において処理し、各機関は区災対本部との連絡調整にあたるため本部連絡員又は本部派遣員を区災対本部に派遣する。</p> <p>なお、区及び各機関は、常時通信連絡ができるよう必要な態勢を整えとともに、それぞれの通信連絡系統のもと通信連絡を行う。</p> <p>また、各機関は地震発生時に区民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、適切な判断による行動がとれるようにするとともに、無秩序な情報活動による二次的混乱を防止するため、広報活動、報道機関への発表及び広聴活動を実施する。</p>	<p>1 情報の収集、伝達体制の確立 (1) 現況 災害時における情報連絡手段として、有線電話のほか、区と都を結ぶ都防災行政無線や、区と防災関係機関を結ぶ区防災行政無線があり、通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めて、各機関の通信窓口を統一し運用している。 区災対本部が設置された後は、情報の収集、伝達は本部長室において区災対本部及び区防災会議の通信連絡を処理するが、各機関の通信連絡は連絡責任者が統括し、それぞれの情報通信連絡手段により業務に係る災害情報の収集、伝達に当たる。また、区災対本部との連絡に当たるため本部連絡員又は本部派遣員をあらかじめ指名し、区災対本部に派遣する。 なお、区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な態勢を整えとともに、それぞれの通信連絡系統のもと、災害時優先電話や無線通信等により通信連絡を行う。 また、各機関は、地震発生時に区民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、適切な判断による行動がとれるようにするとともに、無秩序な情報活動による二次的混乱を防止するため、各機関は広報活動、報道機関への発表及び広聴活動を実施する。</p> <p>(2)</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	1	1	179	削除	<p>(2) 都区間の情報通信連絡体制 都では、総合的な防災行政無線網として、都区間や防災関係機関等に都防災行政無線システムを整備している。(略)</p> <p>(3) 運用 都防災行政無線の運用は、管理及び運用に関する要綱等に基づき、それぞれのシステムを活用した定期通信訓練を行っている。</p>	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	7	1	2	179	<p>2 通信手段の確保 (1) 現況 災害時の通信手段として、区防災行政無線（地域系）や都防災行政無線を公共施設や関係機関等との災害時の通信手段として運用する。 そのほか、主に車両に搭載する区防災行政無線（移動系）、区庁舎、区施設の電話を災害時優先電話として登録するなど複数の通信手段を整える。 また、区防災センターにおいて被災状況を俯瞰的に把握するため、建物屋上などの高所に設置した「高所防災カメラ」並びに、帰宅困難者の状況等を把握するため主要駅前に設置した「駅前防災カメラ」を活用する。</p>	<p>2 防災無線の整備 (1) 現況 区防災センターは、無線通信と区内の防災カメラによる映像情報を組み合わせた「防災情報システム」を中核として、区の防災対策の中心として機能する施設である。防災カメラのうち、建物屋上など高所に設置した「高所防災カメラ」を、区庁舎屋上（庁舎カメラ）、リバーサイド隅田屋上（北部カメラ）、アルカウエスト錦糸町屋上（南部カメラ）、東京スカイツリー高さ260mの東側および西側（スカイツリーカメラ）の5か所に設置していたが、令和元年度に南部カメラを老朽化に伴い廃止し、高所防災カメラは4か所とした。廃止した南部カメラに替わって、両国駅西口、錦糸町駅北口、錦糸町駅南口、おしなり公園東、おしなり公園西の駅前5か所に駅前防災カメラを設置し、災害時の帰宅困難者等、主要駅前の状況確認に活用する。また、平成17年度の無線関連省令の改正に伴い、平成20年度に区防災行政無線（地域系）のデジタル化、平成26年度に区防災行政無線（移動系）端末の更新を図ったほか、区防災行政無線（固定系）のデジタル化を含む防災行政無線システムの再整備を平成28年度から令和2年度にかけて実施した。 平成30年度には、多様な通信手段による情報連絡体制を確保するため、新たにIP無線機を導入した。これにより、無線の電波が届きにくい地下施設や区外等における通信環境を確立した。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	1	2	180	<p>削除</p>	<p>(2) 区内防災関係機関との情報通信連絡体制 区の無線は、現在、区と都を結ぶ多重方式系無線、区防災行政無線局（固定系・移動系・地域系）により構成されており、被災情報の収集・伝達の中心的役割を担う施設として、平成2年11月に区庁舎5階に「墨田区防災センター」を開設した。 この無線局は、警察署や消防署のほか、ライフライン事業者をはじめ交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため整備しており、今後も区防災行政無線局の整備に努める。</p>	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	7	1	2	180	<p>(2) 運用 区防災行政無線ならびに都防災行政無線の適切な運用ができるよう、定期通信訓練を行う。</p>	<p>(3) 運用 区防災行政無線の適切な運用ができるよう、区職員、区の各施設及び防災関係機関の間において定期無線交信訓練（毎月1日実施）を行っている。また、区防災行政無線（固定系）放送がよりよく聞こえるようにするために、必要な調査・点検を適宜実施するとともに、平成26年度からは、区防災行政無線放送を聞き漏らした場合でも、放送後に電話で確認ができる、電話確認サービスの運用を行っている。 また、防災行政無線（固定系）のデジタル化に伴い、平成29年度には防災行政無線の放送内容を区ホームページ・フェイスブック・ツイッターで確認できるサービスを開始した。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	1	3	180	<p>3 停電対策 区防災行政無線は、停電時も72時間の運用ができるよう蓄電池を備えるほか、庁舎および指定避難所予定施設には発電機を配備し、一定期間の電力供給が得られるよう対策を講じる。</p>	<p>3 停電対策 区防災行政無線（地域系）は、停電時の対策として、蓄電池を備えているほか、指定避難所などには発電機の整備も行っている。また、移動系・固定系システムにも蓄電池を完備しており、計画停電を含む電力途絶時にも一定期間使用できるよう対策を講じている。なお、区庁舎には、停電時の非常用電力供給対策として非常用発電設備が設置されており、区防災センター基地局で運用する防災行政無線装置及び関連機器に3日間の電力供給を可能にしている。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	1	4	181	<p>「第2節区民等への情報鉄橋体制の整備」に移動</p>	<p>4 緊急地震速報システムの運用 地震に対する行動を迅速に行い、被害の軽減を図るため、地震の発生を速やかに感知して大きなゆれが到達する前に地震の強さと到達までの時間を伝える「緊急地震速報システム」を、区の施設に導入し、運用している。システム導入に当たっては、施設利用者の安全を確保するため、職員向けの対応マニュアルを施設に配備し、的確な運用体制を整備している。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	1	5	181	<p>4 アマチュア無線による情報収集 区庁舎内にアマチュア無線局を設置するとともに、災害時における区内のアマチュア無線局との自主的な協力態勢を図り、災害発生時の情報を収集する。</p>	<p>5 アマチュア無線による情報収集 区庁舎内にアマチュア無線局を設置するとともに、災害時における区内のアマチュア無線局との自主的な協力態勢を図り、災害発生時の情報を収集することとなっている。平常時には、非常通信訓練を実施し協力態勢の連携、強化を図っている。</p>	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	7	2	1	181	<p>第2節 区民等への情報提供体制の整備 [区] 1 区防災行政無線（固定系）の整備 区防災センターに設置されている区防災行政無線（固定系）設備により区民への避難誘導など、必要な情報を知らせることができる屋外拡声装置を、小中学校や公園等に設置するとともに、屋内で戸別受信できる端末装置を希望する住民防災組織に設置する。 また、防災行政無線放送電話確認サービスにより、屋外放送の音声を補完する。</p>	<p>第2節 区民等への情報提供体制の整備 [区] 1 区防災行政無線（固定系）の整備 区防災センターに設置されている、区防災行政無線（固定系）設備により区災対本部から区民への避難誘導などの、必要な情報を知らせることができる屋外拡声装置を小中学校や公園等に設置するとともに、戸別受信できる端末装置を各住民防災組織部長宅などに設置している。 また、区防災行政無線（固定系）による区から区民への情報提供力を強化するため、区防災行政無線（固定系）の増設及び区防災行政無線放送電話確認サービスの導入により、情報提供体制の充実を図っている。 平成29年度には、区防災行政無線（固定系）のデジタル化に伴い、区ホームページ・フェイスブック・ツイッター・メール配信等との融合を図り、多種多様な情報提供ができるシステムを導入した。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	2	2	181	削除	<p>2 地震計ネットワークの整備 区に設置した地震計は、震度4以上の地震が発生した場合に区防災行政無線（固定系）と連動し、屋外拡声装置等により広報文を自動的に放送する体制を整えている。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	2	3	181	<p>2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用 緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報や、ミサイル攻撃に関する情報などを区民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システムを導入し、防災行政無線（固定系）とも連動した運用を図る。</p>	<p>3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用 気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を区民に迅速に伝達するため、全国瞬時警報システムを導入しており、防災行政無線（固定系）とも連動した運用を図っている。</p>	記述整理	防災課
震災	予防	7	2	4	182	<p>3 すみだ安全・安心メールの配信 事前に登録されたメールアドレスに対して、危機管理情報を発信する。</p>	<p>4 すみだ安全・安心メールの配信 災害発生時に迅速な初動体制を築くことを目的として、携帯電話やパソコンのメール機能を活用した、すみだ安全・安心メールを配信している。このサービスは、あらかじめメールアドレスを登録した区民等に対して、区で収集、確認した防災情報などのメールを発信している。 なお、防災行政無線（固定系）デジタル化に伴い、防災行政無線の放送内容を、すみだ安全・安心メールに同時配信することが可能となった。</p>	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	7	2	5	182	4 ホームページ・SNS等による情報提供 区公式ホームページ、フェイスブック、ツイッター等のメディアを使用して災害情報の提供を行うほか、避難所の開設情報、混雑状況、現在地からの経路といった情報を確認できる専用サイトを開設し、避難に必要な情報の発信をする。	5 避難所開設状況システムの配信 区が開設された避難所の開設情報、混雑状況、現在地からの経路などといった情報を確認できるサイトを導入した。	記述整理	防災課
震災	予防	7	2	6	182	5 民間通信・放送事業者との連携 携帯キャリア4社を通じての緊急速報メールの配信、ケーブルテレビ及びエフエムラジオ局との協定に基づく災害情報の提供を行う。	6 民間通信・放送事業者との連携 携帯キャリア4社との連携による緊急速報メールの配信、ケーブルテレビ及びエフエムラジオ放送等により災害情報の提供を行う。 また、防災行政無線（固定系）のデジタル化により、防災行政無線の放送内容を携帯電話に配信するほか、ケーブルテレビにテロップを表示させることが可能となった。	記述整理	防災課
震災	予防	7	2	7	182	6 その他 東京都災害情報システム（DIS）を通じ、Lアラート（災害情報共有システム）(*)に避難情報等を配信する。	7 その他 Lアラート（災害情報共有システム）(*)などの情報提供ツールを活用し迅速な災害時の情報提供体制を整備するとともに、日頃から様々な情報提供手段を検討し、地域住民に情報入手方法を周知する。 また、平成27年10月1日に区公式ホームページをリニューアルし、大規模災害時にトップページをテキストのみの軽量な「緊急災害用ページ」に切り替えられる仕組みを導入した。さらに、令和2年1月には、区公式ホームページにアクセスが集中した際のネットワーク及びサーバーへの負荷分散を目的に、複数のキャッシュサーバーでホームページの内容を配信する「コンテンツ・デリバリー・ネットワーク（CDN）サービス」を導入した。	記述整理	防災課
震災	予防	7	3	1	182	第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区] 削除 1 日頃から家族との災害発生時の安否確認方法などをよく相談するよう啓発する。 2 避難者への情報提供の一環として、避難所予定施設に災害時用公共無線LANの配備を進める。	第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区] 家族などの区民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、その方法を周知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。 1 日頃から、家族との災害発生時の安否確認方法などをよく相談するよう周知する。 2 区民や帰宅困難者に対する情報提供機能向上のため、区有施設に公共無線LANの配備を進める。	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	7	3	3	183	削除し「4 ホームページ・SNS等による情報提供」に 統合	3 ソーシャル・ネットワーキング・サービスなど新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備の推進を図る。	記述整理	防災課
震災	応急	7	1	1	184	(4) 災害時優先電話について 予防 2 通信手段の確保 へ移動	第1節 情報連絡体制 [各機関] 1 区の通信体制 (4) 区庁舎をはじめ、区施設の電話については、NTT 東日本に災害時優先電話として登録するほか、他の通信事業者の回線も確保することにより、電話回線の輻輳時においても、電話の発信を確保する。	記述整理	防災課
震災	応急	7	1	2	185	2 連絡責任者 区各部及び防災関係諸機関は、あらかじめ定めた連絡責任者を窓口とし、必要な情報連絡を行う。	2 指定電話及び連絡責任者 (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、区各部及び防災関係諸機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。 (2) 各機関の指定電話及び連絡責任者は、別冊資料Ⅱ-05 のとおりである。	記述整理	防災課
震災	応急	7	1	3	185	3 有線途絶時に対する措置 有線通信の途絶時には、都、区及び関係機関の配備した無線を使用し、通信連絡を確保する。なお、情報収集に当たっては、ラジオ、テレビ等も利用する。 (2)～(4) 削除	3 有線途絶時に対する措置 (1) 通信情報機材の主体である有線の途絶時には、関係機関との連絡員相互派遣のほか、都、区及び関係機関所有の無線を有効適切に使用し、通信連絡を確保する。なお、情報収集に当たっては、ラジオ、テレビ等も利用することとする。 (2) 通信担当職員は、通信機材の使用方法等の習熟に努めること。 (3) 関係機関は、相互に幹部名簿、連絡責任者名簿その他参考となる資料を交換し、かつ、その補正を適宜行うこと。 (4) 区災害対策本部長（区長）をはじめ、災害対策本部長等には災害時に優先利用ができる携帯電話を配備し、災害時における指揮・命令等の迅速化を確保している。	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	応急	7	1	4	186	4 報道機関との連携 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。 伝達する情報 (1) 高齢者等避難 (2) 避難指示 (3) 削除	4 報道機関との連携 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対応を実施する。 伝達する情報 (1) 高齢者等避難 (2) 避難指示 (3) 警戒区域の設定	記述整理	防災課
震災	応急	7	2	2	186	【別添11】災害に関する情報の収集・伝達のとおり	第2節 災害に関する情報の収集・伝達 2 各機関の情報収集及び伝達の内容	組織改編による任務変更	防災課
震災	応急	7	2	2	188	2 情報の伝達 (3) 区は、災害対策本部設置時に、都を通じて放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。	2 情報の伝達 (3) 区は、災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行うなど、より一層の災害対策を実施する。	記述整理	防災課
震災	応急	7	2	2	188	削除	(4) 具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」内容による。 ア 実施機関（略） イ 伝達する情報 (ア)～(ウ)（略）	記述整理	防災課
震災	応急	7	2	2	188	削除	5 災害予警報の伝達 区は、警報及び重要注意報について～防災関係機関の協力を得て住民に周知する。	記述整理	防災課
震災	応急	7	3		189	1 都に対する報告 本部長室事務局企画情報隊は、～	1 都に対する報告 区災対本部（本部長室）は、～	組織改正	防災課
震災	予防	7	3		190	各消防署管内の・・・次の手段により収集した情報を、・・・、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 4. ヘリコプターテレビ伝送システム の映像情報による被害状況及び消防活動状況の把握	各消防署管内の・・・次の 集団 により収集した情報を、・・・、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 4. 地震被害判読システム の映像情報による被害状況及び 各種 消防活動状況の把握	誤字修正 システム変更による修正	東京消防庁

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	応急	7	4		194	<p>(2) 方法 ア 区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、コミュニティFM、ケーブルテレビなど多様なメディアの活用を図るほか、「区のお知らせ」臨時号等の発行も検討する。また、消防署・消防団等の防災関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、住民防災組織、民間団体の協力を得て実施する。</p>	<p>(2) 方法 ア 既存の広報資器材を活用し、「区のお知らせ」臨時号等を発行するとともに、ケーブルテレビ、区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、コミュニティFMなど多様なメディアの活用を図る。また、消防署・消防団等の防災関係機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、住民防災組織、民間団体の協力を得て実施する。</p>	記述整理	防災課
震災	応急	7	4		194	<p>報道機関への発表 (1) 報道機関に対して災害情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ防災関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。 (2) 発表内容に当たっては、特にその適正を期する。 (3) 発表責任者は、本部長室事務局広報隊長とする。 (4) 総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。ただし、その発表内容を本部長室事務局広報隊長へ報告すること。</p>	<p>3 報道機関への発表 (1) 報道機関に対して災害情報その他必要な事項を発表する場合は、あらかじめ防災関係機関と連絡協議し、正確な事項、内容を発表する。 (2) 発表内容に当たっては、特にその適正を期する。 (3) 発表責任者は、災対総務部広報隊長とする。 (4) 総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。ただし、その発表内容を災対総務部広報隊長へ報告すること。</p>	組織改正	防災課
震災	応急	7	5		196	<p>第5節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT東日本] 都や報道機関等と連携して、区民、事業者等に対し安否確認方法の周知を行う。 区民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。</p>	<p>第5節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT東日本] 都や報道機関等と連携して、区民、事業者及び帰宅困難者に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行う。また、関係機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況など、災害関連情報等を提供する。 民等は、災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を利用し、家族等の安否を確認する。</p>	記述整理	防災課
震災	応急	8	1	1	205	<p>【別添12】医療情報の収集伝達のとおり</p>	<p>第1節 医療救護体制 第1項 医療情報の収集伝達 図差替え</p>	都ガイドライン策定	保健計画課
震災		9			222	<p>・ 都は都立施設を一時滞在施設として指定（区内7施設）（令和5年3月現在）</p>	<p>・ 都は都立施設を一時滞在施設として指定（区内8施設）（令和4年3月現在）</p>	時点修正	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	9	1	1	225	<p>1 帰宅困難者の定義 東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書においては、地震が起こった場合の電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止などに伴い、帰宅しなくても帰宅できない人を帰宅困難者として次により算定している。</p> <p>(1) 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員が帰宅可能</p> <p>(2) 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅困難割合が増加する。</p> <p>(3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員が帰宅困難</p>	<p>1 帰宅困難者の定義 東京都防災会議が平成24年4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」においては、地震が起こった場合の電車等の交通機関の停止や自動車の利用禁止などに伴い、帰宅しなくても帰宅できない人を帰宅困難者として次により算定している。</p> <p>(1) 自宅までの帰宅距離が10km以内の人は、全員の徒歩帰宅が可能</p> <p>(2) 自宅までの帰宅距離が10～20kmの人は、帰宅距離が1km増えるごとに10%ずつ帰宅困難割合が増加する。</p> <p>(3) 自宅までの帰宅距離が20km以上の人は、全員徒歩帰宅が困難</p>	記述整理	防災課
震災	予防	9	1	1	225	<p>2 帰宅困難者数の推計 直下地震等の被害想定報告書によれば、本区における外出者（区内滞留者）は274,592人であり、そのうち帰宅困難者は、61,116人（帰宅困難率22.2%）発生すると推計している。</p>	<p>2 帰宅困難者数の推計 直下地震等の被害想定報告書によれば、本区における外出者（区内滞留者）は242,306人であり、そのうち帰宅困難者は、79,083人（帰宅困難率32.6%）発生すると推計している。</p>	被害想定改定	防災課
震災	予防	9	1	1	225	<p>2 帰宅困難者数の推計 区 274,592人 61,116人 22.2% 区部計 12,118,394人 3,675,733人 30.3%</p>	<p>2 帰宅困難者数の推計 区 242,306人 79,083人 32.6% 区部計 10,635,113人 3,790,824人 35.3%</p>	被害想定改定	防災課
震災	予防	9	3	2	234	<p>2 各機関（<u>削除</u>）の役割</p>	<p>2 各機関、<u>団体</u>の役割</p>	文章整理	防災課
震災		10			246	<p>現在の到達状況 ●避難場所10か所、地区内残留地区1か所を都が指定（令和4年7月現在）</p>	<p>現在の到達状況 ●避難場所8か所、地区内残留地区1か所を都が指定（平成30年6月現在）</p>	東京都が避難場所指定を見直したため	防災課
震災	予防	10	3		255	<p>第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 〔各機関〕 1 対策内容と役割分担 (機関名) 東京ガスネットワーク</p>	<p>第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 〔各機関〕 1 対策内容と役割分担 (機関名) 東京ガス東京東支店</p>	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
震災	予防	10	3		256	<p>2 (2) イ ～避難所の管理運営上の防火安全対策については、別冊資料V-23のとおり指導する。</p>	<p>2 (2) イ ～避難所の管理運営上の防火安全対策については、別冊資料V-24のとおり指導する。</p>	誤字修正	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	10	3	2	256	イ 下水道局における対策 <u>避難所、災害復旧拠点、一時滞在施設や災害拠点連携病院などから排水を受け入れる下水道管を対象にマンホールの接続部の耐震化を実施する。また、液状化の危険性の高い地域にある無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などのマンホールの浮上抑制対策を実施する。</u>	イ 下水道局における対策 災害復旧の拠点となる施設等の下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。また、 <u>状況の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策を実施する。</u>	文言整理	下水道局
震災	予防	10	3		257	(2) 避難場所 都は、震災対策条例（平成13年3月以前は震災予防条例）に基づき大地震時に万一延焼火災が発生した場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に <u>221</u> か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている（ <u>令和4年7月</u> 改定）。 本区における避難場所は、以下のとおり、区内に <u>9</u> か所、区外に1か所が都により指定されている。 （後略） 【避難場所】 表の最後尾に曳舟駅周辺一帯、JT周辺一帯を <u>追加</u>	(2) 避難場所 都は、震災対策条例（平成13年3月以前は震災予防条例）に基づき大地震時に万一延焼火災が発生した場合に、住民の生命及び身体の安全を確保するために、特別区を対象に <u>213</u> か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている（ <u>平成30年6月</u> 改定）。 本区における避難場所は、以下のとおり、区内に <u>7</u> か所、区外に1か所が都により指定されている。 （後略）	東京都が避難場所指定を見直したため	防災課
震災	予防	10	4		258	5 <u>在宅での避難生活を余儀なくされた方々自宅での安全が確保され継続して居住できる状況の方々</u> （在宅避難者）に対しても、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定する。	5 在宅での避難生活を余儀なくされた方々（在宅避難者）に対しても、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定する。	記述整理	防災課
震災編	応急	10	1		260	2 避難指示等 (1) (中略) また、避難のための立退きを行うことにより <u>かえって</u> 人の生命又は（中略）…できる。	2 避難指示等 (1) (中略) また、避難のための立退きを行うことにより <u>かえって</u> 人の生命又は（中略）…できる。	誤字修正	防災課
震災編	応急	10	3		265	(2) 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず <u>拠点会議が設置されている指定避難所（小・中学校等）を開設し、する。また、不足が生じる場合は順次その他の指定避難所も開設する。</u> また、区内の都立高校についても避難所として指定する。ため、施設利用に関する協定を締結している。 なお、さらに被災者の収容が必要となった場合には、応急危険度判定や救護体制等の状況を踏まえて、他の公共施設を避難所として開設する。	(2) 避難所は、被災者数に応じて開設することとし、まず拠点会議が設置されている小・中学校等に開設し、不足が生じる場合は順次その他の指定避難所も開設する。また、区内の都立高校についても避難所として指定するため、施設利用に関する協定を締結している。なお、さらに被災者の収容が必要となった場合には、応急危険度判定や救護体制等の状況を踏まえて、他の公共施設を避難所として開設する。	記述整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災編	応急	10	4		270	<u>【別添13】動物救護のとおり</u>	第4節 動物救護 図差替え	協力組織変更のため	防災課
震災	予防	11	1	2	278	<p><u>（2）計画目標及び事業計画</u> 災害対策活動を十分に果せるよう平素から各種資器材及び救助物資等を準備し、計画的に備蓄の増強に努めるとともに、緊急の補充に備えるため、区内の業者を常に調査し、必要な措置を講じておくものとする。 また、物資及び資器材は、被害想定や過去の災害などを踏まえながら、女性や要配慮者に配慮した物資等を備蓄するなど適宜、見直しを行う。 食糧の備蓄、輸送、供給等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。 <u>なお、保管場所については、現在区内に27か所の防災備蓄倉庫を整備しているほか、発災時に区民の避難所となるすべての小・中学校等に備蓄倉庫を設置している。</u> ※ V-02：防災備蓄倉庫所在地等（区）（別冊資料P258参照） ～ ※ VIII-04：都市整備部保有自動車（別冊資料P341参照）</p>	<p>（2）計画目標及び事業計画 災害対策活動を十分に果せるよう平素から各種資器材及び救助物資等を準備し、計画的に備蓄の増強に努めるとともに、緊急の補充に備えるため、区内の業者を常に調査し、必要な措置を講じておくものとする。 また、物資及び資器材は、被害想定や過去の災害などを踏まえながら、女性や要配慮者に配慮した物資等を備蓄するなど適宜、見直しを行う。 食糧の備蓄、輸送、供給等に当たっては、要配慮者等への配慮を含めて管理栄養士・栄養士等の活用を図る。</p>	記述整理	防災課
震災	応急	11	1		283	<p>1 計画方針 ～ （4）必要に応じて、<u>国の物資調達・輸送調整等支援システム</u>により、都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>	<p>1 計画方針 ～ （4）必要に応じて、都災害情報システム（DIS）への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。</p>	システム名変更	防災課
震災	応急	11	1	2	283	<p>（1）食糧の供給の対象者数は、平成24年の都被害想定のうち、東京湾北部地震M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースにおける避難所生活者数約94,200（*）人を基準とする。 <u>（*）令和4年に公表された都被害想定における避難所生活者数が未公表であるため、平成24年時点の数値を基準としている。</u> <u>【脚注扱いにする】</u></p>	<p>（1）食糧の供給の対象者数は、平成24年の都被害想定のうち、東京湾北部地震M7.3、夕方18時、風速8m/秒のケースにおける避難所生活者数約94,200人を基準とする。</p>	被害想定改定	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	応急	11	1	2	283	(2) 区は、都との役割分担に基づき、この約94,200人の1日目(3食)分の食糧を備蓄している。なお、2日目以降分の食糧については、都と連携して3日分を確保する。また、帰宅困難者対策として想定される約61,000人の1食分についても備蓄を行っている。	(2) 区は、都との役割分担に基づき、この約94,200人の1日目(3食)分の食糧を備蓄している。なお、2日目以降分の食糧については、都と連携して3日分を確保する。また、帰宅困難者対策として想定される約79,000人の1食分についても備蓄を行っている。	被害想定改定	防災課
震災	応急	11	1	2	283	削除	(4) 区では、要配慮者等に配慮した食糧の供給を図るため、～ビスケットをライスクッキーに変更した。	記述整理	防災課
震災	応急	11	1	2	283	(4) 道路啓開が～ (5) 都は、被災者の～ (6) 都及び区は、～	(5) 道路啓開が～ (6) 都は、被災者の～ (7) 都及び区は、～	記述整理	防災課
震災	応急	11	2		285	4 物資の調達要請 区は、～現地調達する。 なお、米穀の調達については、東京都米穀関係災害対策実施要綱による。 ※ I-24：東京都米穀関係災害対策実施要綱（別冊資料P168 参照）	4 物資の調達要請 区は、～現地調達する。 なお、米穀の調達については、東京都米穀関係災害対策実施要綱による。 ※ I-24：東京都米穀関係災害対策実施要綱（別冊資料P168 参照）	東京都米穀関係災害対策実施要綱がもう無いため削除	防災課
震災	応急	11	2		286	1 計画方針 ～ (5) 必要に応じて、国の物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	1 計画方針 ～ (5) 必要に応じて、都災害情報システム(DIS)への入力等により、都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。	システム名変更	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	応急	11	2		289	<p>(2) 既存水利の活用 既存の井戸水の水利の活用を図る目的で、平成8年11月に区内の公衆浴場組合と「災害時における井戸水の給水協力に関する協定」を締結し、さらに、平成23年4月には、協定内容の見直しを行い、被災者への入浴支援等の内容を加えた「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」を再締結した。また、生活用水の確保を目的に、平成17年11月には、地域冷暖房用の貯水槽を有する錦糸町熱供給(株)と、平成24年3月には、大容量水蓄熱槽に保有水を有する(株)東武エネルギーマネジメントと、「災害時における貯水の利用等に関する協定」貯水の供給に関する協定を締結したしている。その他、避難所施設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進めている深井戸も活用する。</p>	<p>(2) 既存水利の活用 既存の井戸水の活用を図る目的で、平成8年11月に区内の公衆浴場組合と「災害時における井戸水の給水協力に関する協定」を締結し、さらに、平成23年4月には、協定内容の見直しを行い、被災者への入浴支援等の内容を加えた「災害時における公衆浴場の使用及び井戸水の提供に関する協定」を再締結した。また、生活用水の確保を目的に、平成17年11月には、地域冷暖房用の貯水槽を有する錦糸町熱供給(株)と、平成24年3月には、大容量水蓄熱槽に保有水を有する(株)東武エネルギーマネジメントと貯水の供給に関する協定を締結した。その他、避難所施設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進めている深井戸も活用する。</p>	記述整理	防災課
震災	応急	11	3		290	<p>3 生活用水の確保 (2) 既存水利の活用 深井戸の表中 令和元年度 緑小、中和小 令和2年度 二葉小</p>	<p>3 生活用水の確保 (2) 既存水利の活用 深井戸の表中 令和元年度 緑小、中和小 令和2年度 二葉小</p>	中和小及び二葉小については、地中障害により、井戸が設置できなかったため。	庶務課
震災	復旧	11	1		293	<p>区は変化していく避難者ニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、…配慮する。</p>	<p>区は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、…配慮する。</p>	文章整理	国保年金課
震災編	予防	13	2	1	307	<p>第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、下水道局東部第一下水道事務所] (削除) 1 災害用トイレの備蓄</p>	<p>第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、下水道局東部第一下水道事務所] 第1項 災害用トイレの確保 1 災害用トイレの備蓄</p>	行削除	防災課
震災	予防	13	2		307	<p>1 災害用トイレの備蓄 (1) 区は、避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。避難所施設内のマンホールトイレ設置用人孔は、令和4年度末で31か所～</p>	<p>1 災害用トイレの備蓄 (1) 区は、避難者75人あたり1基の災害用トイレの確保に努める。避難所施設内のマンホールトイレ設置用人孔は、令和3年度末で31か所～</p>	時点修正	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	予防	13	3	1	309	1 現有処理体制 (1) (令和4年4月1日現在) 小型プレス車 台数 <u>21</u> 延べ台数 <u>101</u> 処理量 <u>124.0</u> 小型ダンプ車 台数 3 延べ台数 <u>7</u> 処理量 <u>3.9</u> 新小型ダンプ車 台数 2 延べ台数 <u>6</u> 処理量 <u>2.4</u> 軽小型ダンプ車 台数 3 延べ台数 17 処理量 <u>5.0</u> 1日当処理量 処理量 <u>179.1</u> ※延べ台数は、令和4年度作業計画に基づき、(中略)…搬入回数とする。	1 現有処理体制 (1) (令和3年4月1日現在) 小型プレス車 台数 <u>23</u> 延べ台数 <u>103</u> 処理量 <u>126.1</u> 小型ダンプ車 台数 3 延べ台数 <u>9</u> 処理量 <u>5.0</u> 新小型ダンプ車 台数 2 延べ台数 <u>4</u> 処理量 <u>1.6</u> 軽小型ダンプ車 台数 3 延べ台数 17 処理量 <u>4.6</u> 1日当処理量 処理量 <u>181.1</u> ※延べ台数は、令和3年度作業計画に基づき、(中略)…搬入回数とする。	時点修正	すみだ清掃事務所
震災	予防	13	3	1	309	1 現有処理体制 (2) (令和4年4月1日現在) 雇上(民間) 運転手(人) <u>32</u> ※直営及び雇上の人数は、令和4年度作業計画に基づく(中略)…稼働人員とする。	1 現有処理体制 (2) (令和3年4月1日現在) 雇上(民間) 運転手(人) <u>34</u> ※直営及び雇上の人数は、令和3年度作業計画に基づく(中略)…稼働人員とする。	時点修正	すみだ清掃事務所
震災	予防	13	4		309	区内の被害想定に基づき、「 <u>がれき</u> 」の発生量を推計する。	区内の被害想定に基づき、「 <u>がれき</u> 」の発生量を推計する。	文言整理	防災課
震災	応急	13	6	3	319	(3) 事業所・家庭等における対応 (ア) (略) (イ) <u>下水道機能</u> に支障が～	(3) 事業所・家庭等における対応 (ア) (略) (イ) <u>下水機能</u> に支障が～	文言整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	応急	13	8	1	320	区は、区域内の被災状況を確認し、 <u>「がれき」</u> の発生量の推計等を行い、	区は、区域内の被災状況を確認し、 <u>がれき</u> の発生量の推計等を行い、	文言整理	防災課
震災	応急	13	8	3	321	3 処理計画 （1）がれき処理対策臨時組織の設置 区は、「墨田区災害廃棄物処理計画」（令和2年6月策定）に基づき、 <u>「がれき処理計画」</u> を策定し、地域の <u>がれき</u> 処理を行う。 （2）略 （3）緊急道路啓開作業に伴う「がれき」の搬入（中略）収集した「がれき」を収集した「がれき」を、 <u>がれき</u> 仮置場（第一仮置場）に搬入し、（中略） （4）「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体 <u>「がれき」の撤去</u> に関しては、（以下略）	3 処理計画 （1）がれき処理対策臨時組織の設置 区は、「墨田区災害廃棄物処理計画」（令和2年6月策定）に基づき、 <u>がれき処理計画</u> を策定し、地域の <u>「がれき」</u> 処理を行う。 （2）略 （3）緊急道路啓開作業に伴う「がれき」の搬入（中略）収集した「がれき」を、 <u>「がれき」</u> 仮置場（第一仮置場）に搬入し、（中略） （4）「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体 <u>「がれき」撤去</u> に関しては、（以下略）	文言整理	防災課
震災	応急	13	8	3	323	イ <u>がれき</u> 仮置場の設置	イ <u>「がれき」</u> 仮置場の設置	文言整理	防災課
震災	復旧	13	1		328	2 修理の対象 <u>（1）住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者</u> <u>（2）大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</u>	2 修理の対象 <u>修理の対象は、災害により住家が半壊し、又は半壊し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u>	文言整理	防災課
震災	復旧	13	1		328	5 修理の方法 （1）災害救助法が適用された場合の応急修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会、 <u>全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣支援協会</u> のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、	5 修理の方法 （1）災害救助法が適用された場合の応急修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会のあつせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、	文言整理	防災課
震災	復旧	13	1		328	5 修理の方法 （3）期間は、原則として、災害発生の日から <u>3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内）</u> に完了するものとする。	5 修理の方法 （3）期間は、原則として、災害発生の日から <u>1か月以内</u> に完了するものとする。	文言整理	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	復旧	13	2		329	第2節 応急仮設住宅の供給 (略) <u>被災状況に応じて公的住宅の空き家提供、民間賃貸住宅の借上げにより、被災者に応急仮設住宅を供給する。また、必要に応じ、仮設住宅を建設する。</u>	第2節 応急仮設住宅の供給 (略) <u>被災状況に応じて仮設住宅を建設するほか、公的住宅の空き家提供、民間賃貸住宅の借上げにより、被災者に応急仮設住宅を供給する。</u>	文言整理	防災課
震災	復旧	13	2		329	2 応急仮設住宅の建設 (2) 建設の方法、構造及び規模 ウ 規模及び費用 <u>規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</u>	2 応急仮設住宅の建設 (2) 建設の方法、構造及び規模 ウ 規模及び費用 <u>1戸当たりの床面積は29.7m²を標準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。</u>	文言整理	防災課
震災	復旧	13	7	2	334	3 (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) 住宅の再建方法 建設・購入 補修賃借 (公営住宅以外) 支給額 100,200 万円 <u>50,100</u> 万円 255 0 万円	3 (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金) 住宅の再建方法 建設・購入 補修賃借 (公営住宅以外) 支給額 200万円 100万円 50万円	修正	防災課
震災	復旧	13	8	1	335	第8節 融資計画 第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け 2 応急小口資金（墨田区社会福祉協議会） (1) 貸付け対象 <u>イ 世帯主またはこれに準ずる者</u> であること。	第8節 融資計画 第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け 2 応急小口資金（墨田区社会福祉協議会） (1) 貸付け対象 <u>イ 原則として一定の職業と収入を有する世帯主</u> であること。	区の被害想定に伴う修正	厚生課
震災	復旧	13	8	3	337	1 災害復旧資金融資（都） 融資対象 (省略) <u>※令和4年4月1日現在</u> 東日本大震災、令和元年台風15号に伴う被害、令和元年台風19号又は台風21号に伴う被害	1 災害復旧資金融資（都） 融資対象 (省略) <u>※令和3年4月1日現在</u> 東日本大震災、令和元年台風15号に伴う被害、令和元年台風19号又は台風21号に伴う被害	時点修正	経営支援課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
震災	復旧	13	8	3	338	<p>3 経営安定資金（区）</p> <p>(1) 融資対象 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）第1～6号のうち、いずれかの認定を受けている者で、次の要件に該当すること ア 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。 イ 区内に主たる事業所を有すること。 （法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。） ウ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 エ 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。また、区内に住所を有さない者は、区民税事業所課税分を滞納していないこと。 オ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。 カ 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。</p>	<p>3 経営安定資金（区）</p> <p>(1) 融資対象 中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）第1～6号のうち、いずれかの認定を受けている者で、次の要件に該当すること ア 中小企業信用保険法に定める中小企業者であること。 イ 区内に主たる事業所を有すること。 （法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。） ウ 区内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること。 エ 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。また、区内に住所を有さない者は、区民税事業所課税分を滞納していないこと。 オ 東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること</p>	カ 追加	経営支援課
震災	復旧	13	8	3	338	<p>(3) 融資条件（令和4年4月1日現在）</p> <p>ア 資金使途 運転資金 イ 融資期間 6年以内（据置期間12か月以内を含む。） ウ 融資利率 2.0%（年利） エ 利子補給 1.8% オ 信用保証 東京信用保証協会、連帯保証人、担保のいずれか。 カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる。 区が信用保証料を全額補助。</p>	<p>(3) 融資条件（令和3年4月1日現在）</p> <p>ア 資金使途 運転資金 イ 融資期間 6年以内（据置期間12か月以内を含む。） ウ 融資利率 2.0%（年利） エ 利子補給 1.8% オ 信用保証 東京信用保証協会、連帯保証人、担保のいずれか。 カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる。 区が信用保証料を全額補助。（令和4年3月31日受付分まで。）</p>	(3) 時点修正 カ 削除	経営支援課
風水害	予防	1	2	3	349	<p>ア 管渠施設</p> <p>幹 線 <u>30,061m</u> 枝 線 <u>345,058m</u> 計 <u>375,119m</u></p>	<p>ア 管渠施設</p> <p>幹 線 <u>29,526m</u> 枝 線 <u>344,951m</u> 計 <u>374,477m</u></p>	時点修正	下水道局 庶務課
風水害	予防	1	2	3	349	<p>ウ 水再生センター 砂町水再生センター 江東区新砂三丁目9番1号 処理能力 日量658,000m³ その他 自家発電設備</p>	<p>ウ 水再生センター 砂町水再生センター 江東区新砂三丁目9番1号 処理能力 日量658,000m³ <u>(令和3年4月1日現在)</u> その他 自家発電設備</p>	日付削除	下水道局 庶務課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
風水害	予防	1	4	2	350	また、令和4年3月に「墨田区水害ハザードマップ」を全面改定し、令和4年6月に全戸配布を行った。	また、令和4年3月に「墨田区水害ハザードマップ」を全面改定し、令和4年の出水期までに全戸配布を行う予定である。	時点修正	防災課
風水害	予防	1	5		351	(4) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場への対応 ～また訓練を行わなければならない。 ※ VIII-08：要配慮者が利用する施設（別冊資料P347参照）	(4) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場への対応 ～また訓練を行わなければならない。	掲載場所誤りの修正	防災課
風水害	予防	1	5		352	イ 地下街の名称及び所在地 (イ) 下表のとおり 3 東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線押上駅 押上1-1-65	イ 地下街の名称及び所在地 (イ) 下表のとおり 3 東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線押上駅 押上1-8-21先	修正前の所在地は京成線押上線・都営浅草線押上線	東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域
風水害	予防	1	5		352	(6) 広域的な水没への対応 ～広域避難の実施体制の確立を図る。 (削除)	(6) 広域的な水没への対応 ～広域避難の実施体制の確立を図る。 ※ VIII-08：要配慮者が利用する施設（別冊資料P347参照）	掲載場所誤りの修正	防災課
風水害	予防	1	6		353	さらに洪水時の避難指示の基準の整備、～	さらに洪水時の避難勧告・指示の基準の整備、～	都からの指摘	東京都総務局
風水害	予防	1	6		353	～「東京マイ・タイムライン」を令和元年度に作成し、市町村や学校等へ配布しているほか、学校や自治会等を対象としたセミナー等を実施している。	～「東京マイ・タイムライン」を令和元年度に作成・配布している。	都からの指摘	東京都総務局
風水害編	予防	4	3	1	359	第3節 行政・事業所・都民等の連携 (削除) 区及び…	第3節 行政・事業所・都民等の連携 第1項 地域における防災連携体制の確立 区及び…	行削除	防災課
風水害編	予防	6	1	1	361	2 各防災機関の広報 区 防災パンフレットの配布や講習会、SNSを用いた情報配信、防災訓練の実施…を図る。	2 各防災機関の広報 区 防災パンフレットの配布や講習会、防災訓練の実施…を図る。	文章追加	防災課

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
風水害	応急・復興	3	2	2	368	<p><u>令和4年6月30日現在</u></p> <p><u>①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。</u></p> <p><u>②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。</u></p> <p><u>(以下削除)</u></p>	<p><u>令和3年3月25日現在</u></p> <p><u>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上まとまって出現。</u></p> <p><u>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。</u></p> <p><u>①②について区の具体的な基準は次のとおり。</u></p> <p><u>墨田区</u></p> <p><u>① 48時間降水量375mm以上、及び土壌雨量指数248以上</u></p> <p><u>② 3時間降水量151mm以上、及び土壌雨量指数248以上</u></p>	特別警報の発表基準改正	防災課
風水害	応急・復興	3	2	2	368	<u>令和4年5月26日現在</u>	<u>令和3年6月8日現在</u>	警報の基準制定日更新	防災課
風水害	応急・復興	3	2	2	369	強風により災害が	強風により 重大な 災害が	気象庁の表記に合わせるため	防災課
風水害	応急・復興	2	1		355	第1節 ライフライン施設 […、東京ガスネットワーク、…] 1～3 (省略) 4 ガス施設防災計画（東京ガスネットワーク）	第1節 ライフライン施設 […、東京ガス東京東支店、…] 1～3 (省略) 4 ガス施設防災計画（東京ガス東京東支店）	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
風水害	応急・復興	3	2		372	<u>【別添14】洪水予報伝達系統図のとおり</u>	エ 洪水予報伝達系統図 図差替え	図の変更	東京都河川部
風水害	応急・復興	3	2		376	<u>【別添16】水防警報伝達のとおり</u>	ウ 水防警報伝達 図差替え	図の変更	東京都河川部

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
風水害	応急・復興	3	3		377	(1) 区の活動 ア～エ（省略） オ 水防管理者（区長）は、随時区域内の河川、河岸堤防、津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、河岸堤防、津波防護施設等の管理者に必要な措置を求めなければならない（水防法第9条）	(1) 区の活動 ア～エ（省略）	文章追加	都市整備課
風水害	応急・復興	7	2		394	3 避難指示等の判断基準等 区長は、～「緊急安全確保措置」を指示することができるようになった（災害対策基本法第60条第3項）。	3 避難指示等の判断基準等 区長は、～「緊急安全確保措置」を指示することができるようになった（災害対策基本法第61条第3項）。	誤字修正	防災課
風水害	応急・復興	7	4		399	今後、国及び都が主催する「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」と連携し、～	今後、国及び都が主催する「首都圏における大規模水害広域避難検討会」と連携し、～	検討会の名称変更	防災課
風水害	応急・復興	7	4		400	「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」	「首都圏における大規模水害広域避難検討会」	検討会の名称変更	防災課
風水害	応急・復興	10	4		403	第4節 ガス施設 [東京ガスネットワーク]	第4節 ガス施設 [東京ガス東京東支店]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
風水害	応急・復興	10	5		403	第5節 電気及びガス施設消防活動計画 […、東京ガスネットワーク]	第5節 電気及びガス施設消防活動計画 […、東京ガス東京東支店]	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
東海地震		2	1		423	【表下から最下段】 都市整備部 立体化・まちづくり推進担当	【表下から最下段】 都市整備部 立体化推進担当	時点修正	立体化推進課
東海地震		2	4		425	第4節 指定公共機関 (機関の名称) 東京ガスネットワーク	第4節 指定公共機関 (機関の名称) 東京ガス東京東支店	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
東海地震編		3	1	1	426	1 情報連絡体制の整備 区（中略） 2 区内における住民防災組織は、令和4年10月現在171町会・自治会のすべてで結成されている。（中略）…いく。	1 情報連絡体制の整備 区（中略） 2 区内における住民防災組織は、令和4年3月現在171町会・自治会のすべてで結成されている。（中略）…いく。	時点修正	防災課
東海地震		3	4	7	436	第7項 東京ガスネットワーク	第7項 東京ガス東京東支店	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
東海地震		4	2		440	第2節 注意情報の伝達 伝達系統 （一般加入電話） 東京ガスネットワーク	第2節 注意情報の伝達 伝達系統 （一般加入電話） 東京ガス東京東支店	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
東海地震		4	3	3	442	第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署 <u>注意情報を受け、震災態勢が発令された場合、主に次の対策をとる。</u> 1 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化 2 震災消防計画、資料の確認 3 震災対策資機材等の準備 4 1から3にまでに掲げるもののほか、必要と認める措置	第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署 <u>注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢が発令された場合、主に次の対策をとる。</u> 1 全消防職員及び全消防団員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編制 (1) 署隊本部活動体制及び団本部(分団本部)の強化 (2) ポンプ車隊(第二線車を含む。)、広報車隊及び消防団活動部隊の編制 (3) 警戒派遣隊の編制 (4) 消防団派遣員の確保 (5) 高所見張員の確保 (6) 移動防災指導班の編制 3 関係機関からの情報収集体制の確立 4 震災消防活動計画対策資料の準備	文言修正	向島消防署
東海地震		5	2		449	第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 伝達系統 （一般加入電話） 東京ガスネットワーク	第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 伝達系統 （一般加入電話） 東京ガス東京東支店	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店

墨田区地域防災計画（令和4年度修正）本冊新旧対照表

資料2

編	対策	章	節	項	R3年度頁	修正後内容	修正前内容	修正理由	担当課
東海地震		5	3	1	453	<p>第3節 消防、水防、危険物対策</p> <p>第1項 消防対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]</p> <p>1 活動体制 <u>注意情報発表時から引き続き震災態勢下にあり、次の対策をとる。</u></p> <p><u>(1) 地震の発生危険に関する情報収集体制の強化</u></p> <p><u>(2) 震災消防計画、資料の確認</u></p> <p><u>(3) 震災対策資機材等の準備</u></p> <p><u>(4) 1から3までに掲げるもののほか、必要と認める措置</u></p>	<p>第3節 消防、水防、危険物対策</p> <p>第1項 消防対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]</p> <p>1 活動体制 <u>注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下にあり、次の対策をとる。</u></p> <p><u>(1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</u></p> <p><u>(2) 活動部隊の編制</u></p> <p><u>(3) 救急医療情報の収集体制の強化</u></p> <p><u>(4) 救助・救急資機材の強化</u></p> <p><u>(5) 情報受信体制の強化</u></p> <p><u>(6) 高所見張員の派遣</u></p> <p><u>(7) 出火防止、初期消火等の広報の実施</u></p>	文言修正	向島消防署
東海地震		5	5	1	459	<u>【別添15】情報伝達のとおり</u>	1 情報伝達 図差替え		東武鉄道とうきょうスカイツリー駅
東海地震		5	5	1	462	<p>4</p> <p>1 <u>各駅</u>の状況を総合指令所長、駅務管区長に<u>報告</u>通報し、<u>特別非常配備態勢を基に職員を参集する応援を要請する。</u></p>	<p>4 その他の措置等</p> <p>1 状況を総合指令所長、駅務管区長に通報し、応援を要請する。</p>	修正	防災課
東海地震		5	9	2	469	<p>第2項 ガス [東京ガスネットワーク]</p>	<p>第2項 ガス [東京ガス東京東支店]</p>	機関名変更	東京ガスネットワーク東京東支店
東海地震		5	9	3	470	<p><u>(1) 削除</u></p> <p><u>(1) 浄水場（所）～</u></p> <p><u>(2) 警戒宣言が発せられた後の～</u></p> <p><u>(3) 工事現場においては～</u></p>	<p>2 (1) 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は原則として搬入を行わない。</p> <p>(2) 浄水場（所）～</p> <p>(3) 警戒宣言が発せられた後の～</p> <p>(4) 工事現場においては～</p>	都地域防災計画に基づく	防災課
東海地震編		6	2	1	476	<p>第1項 平常時 (中略)</p> <p>7 消火、救助、炊き出し<u>資器材</u>等の準備・保守及び非常食の備蓄を図る。</p>	<p>第1項 平常時 (中略)</p> <p>7 消火、救助、炊き出し<u>資機材</u>等の準備・保守及び非常食の備蓄を図る。</p>	文書修正	防災課
東海地震編		6	2	3	477	<p>第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで (中略)</p> <p><u>削除</u></p>	<p>第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで (中略)</p> <p><u>10 住民防災組織が結成されていない地域にあっては、町会・自治会組織等が前記に準じた行動を行う。</u></p>	文書削除	防災課